

重要文化財和歌山県大日山35号墳出土品保存修理業務委託企画提案公募要領「5（1）質問の受付」による質問申出書に対する回答
 ※質問申出書の受付順に記載

番号		区分	内容
1	入札説明会について	質問	現地での入札説明会は予定されておられないでしょうか。
		回答	入札説明会の開催の予定はありません。
2	応募提案書類について	質問	公募要領の別記第4号様式について、「2 申請者の概要」のうち、資格・登録等とは、法人として取得しているものということでしょうか。あるいは、担当者が取得しているものでしょうか。
		回答	別記第4号様式に記載した申請者が取得している資格・登録等が該当します。
3	企画提案書について	質問	公募要領の別記第5号から別記第13号様式について、企画提案書の項目として、順にア調査・記録の方法、イ保存修理の方法（1）と続きますが、ケは欠番でよろしいでしょうか。
		回答	公募要領の別記第13号様式に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。 【訂正】 別記13号様式に記載の「コ 業務見積書」を、「ケ 業務見積書」に訂正する。
4	企画提案書について	質問	公募要領の別記第5号から別記第8号様式は、写真や図等を別頁とせず、すべて含めてA4版縦1枚という理解でよろしいでしょうか。
		回答	お見込みのとおりです。
5	企画提案書について	質問	公募要領の別記第11号様式の「キ 配置予定技術者の経歴」は、分野ごとの主たる担当技術者についてそれぞれ提出するという理解でよろしいでしょうか。また、その人数制限はありますか。
		回答	別記第11号様式は、本業務に配置する主たる担当技術者について記載のうえ提出してください。なお、人数の制限はありません。
6	企画提案書の副本について	質問	公募要領「5 応募手続に関する事項（2）カ」について、副本は企画提案書についてのみ作成とありますが、副本が必要となるのは別記第4号様式から別記第13号様式まででしょうか。あるいは別記第4号様式を除く、別記第5号様式から別記第13号様式まででしょうか。
		回答	企画提案書は、公募要領「5 応募手続に関する事項（2）オ（ア）c」記載のとおり、「別記第4号様式から別記第13号様式」までとなりますので、その副本を提出してください。
7	企画提案書について	質問	公募要領「7 応募提案書類の審査及び事業者の選定に関する事項（3）ア」の審査項目「オ 業務実績（別記第9号様式）」について、添付する契約書写しは、副本にも必要でしょうか。
		回答	副本にも発注者及び受注者双方の押印が確認できる契約書の所定の部分の写しと、仕様書の写しの添付が必要となります。
8	企画提案書のプレゼンテーションについて	質問	「7 応募提案書類の審査及び事業者の選定に関する事項（2）イ（ア）」のプレゼンテーションについて、追加資料の使用は認めないとありますが、パソコン・プロジェクターの使用は可となっています。これは、提出した企画提案書と同じ内容であれば、パワーポイントに合わせて再構成し、プロジェクターを使ってプレゼンテーションを行ってよいという理解でよろしいでしょうか。
		回答	お見込みのとおりです。

9	業務実施体制について	質問	修理にあたり外部有識者から助言（主に考古学的知見）を得たい場合、コンソーシアムの構成員とせず、協力者として業務実施体制に加えても問題ないでしょうか。また、加える場合は、協力者の個人名や所属を別記第10号様式のなかに記載してもよろしいでしょうか。
		回答	お見込みのとおりです。